

## 四国中央市認知症カフェ運営支援事業実施要綱

令和4年3月25日

告示第34号

### (目的)

第1条 この告示は、認知症の本人及びその家族、地域住民等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェの運営を支援する四国中央市認知症カフェ運営支援事業を実施することにより、認知症に対する理解の推進を図り、もって認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「認知症カフェ」とは、認知症の本人及びその家族、地域住民等の誰もが気軽に集い参加することができる活動拠点をいう。

2 この告示において「しこちゅ～みんなのカフェ」とは、認知症カフェのうち、第5条第2項の規定による登録を受けたものをいう。

3 この告示において「しこちゅ～みんなのカフェ運営支援事業」とは、次条のしこちゅ～みんなのカフェ登録事業及び第10条のしこちゅ～みんなのカフェ運営費補助事業とする。

### (しこちゅ～みんなのカフェ登録事業)

第3条 市長は、市内で実施される認知症カフェをしこちゅ～みんなのカフェとして登録する事業を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合は、しこちゅ～みんなのカフェを運営する者に対し、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 広報に関する事業
- (2) 運営に対する指導、助言等に関する事業
- (3) 認知症に係る情報の提供に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### (登録要件)

第4条 登録を受けようとするしこちゅ～みんなのカフェは、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 市内に活動拠点を有する個人又は団体が開催するものであること。
- (2) 地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙地域支援事業実施要綱別記3包括的支援事業（社会保障充実分）3(2)アに規定する認知症地域支援推進員が企画及び調整に関わること。
- (3) 医師、看護師その他の医療関係者、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員その他の福祉関係者又は認知症キャラバンメイトその他の認知症に関する知識を習得している者のうち1人以上を配置すること。
- (4) 前号に掲げる者を1人以上含む2人以上を配置すること。
- (5) 市内の適切な会場で1回当たりの開催時間が2時間以上とすること。
- (6) 営利活動、宗教活動及び政治活動への勧誘並びに商品等の契約及び販売を行わないこと。
- (7) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等が開催するものでないこと。

(登録の申請等)

第5条 しこちゅ〜みんなのカフェの登録を受けようとする者は、しこちゅ〜みんなのカフェ登録申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、登録することが適切と認めるときは、必要な条件を付してしこちゅ〜みんなのカフェ登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をする場合は、しこちゅ〜みんなのカフェに登録したことを証するのぼりを交付するものとする。

4 前項の規定によるのぼりの交付を受けた者は、しこちゅ〜みんなのカフェを開催する場合は、これを掲揚しなければならない。

(留意事項)

第6条 前条第2項の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) しこちゅ〜みんなのカフェの開催で知り得た個人情報の管理、当該者のプライバシーの尊重、知り得た秘密の保護等を厳守し、しこちゅ〜みんなのカフェ以外の目的に使用しないこと。

(2) 事故の防止及び安全な運営に努め、しこちゅ〜みんなのカフェの開催に係る事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。

(3) 市の認知症に係る施策の推進に協力すること。

(4) 飲食を提供する場合は、衛生管理に配慮し、衛生上必要な措置を講ずること。

(実績報告)

第7条 登録者は、しこちゅ〜みんなのカフェの実施について、しこちゅ〜みんなのカフェ実施報告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、毎年度末までに市長に報告しなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、登録された内容に変更が生じた場合は、しこちゅ〜みんなのカフェ登録変更承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認については、第5条第2項の規定を準用する。

(登録の取消し)

第9条 登録者は、登録を取り消そうとする場合は、しこちゅ〜みんなのカフェ登録取消届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する登録要件及び第6条に規定する留意事項に該当しないとき

(2) 虚偽その他不正な申請により登録の決定の受けたと認められるとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるとき

3 市長は、登録を取り消すことを決定した場合は、しこちゅ〜みんなのカフェ登録取消決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(しこちゅ〜みんなのカフェ運営費補助事業)

第10条 市長は、登録者に対し、予算の範囲内でしこちゅ〜みんなのカフェ運営費補助金

(以下「補助金」という。)を交付する事業を実施することができる。

(補助対象経費)

第11条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、しこちゅ～みんなのカフェの運営に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 備品購入費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の補助対象経費のうち、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 登録者の運営に係る経費
- (2) 登録者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (3) 登録者の構成員による会合の飲食費
- (4) しこちゅ～みんなのカフェの運営に要する経費と識別することが困難な経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、補助対象経費の額と5万円(初めて補助金の交付を受ける年度にあつては、15万円)のいずれか少ない額とする。

(手続等)

第13条 補助金の交付その他の手続等は、四国中央市補助金等交付規則(平成16年四国中央市規則第49号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

2 規則第9条に規定する別に定める期日は、事業が完了した日の属する月の翌月10日とする。

(その他)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

しこちゅ～みんなのカフェ登録申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

しこちゅ～みんなのカフェの登録を受けたいので、四国中央市認知症カフェ運営支援事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	所在地			
	種別	個人 地域住民団体 ボランティア団体 NPO団体 社会福祉法人 医療法人 介護事業所 その他（ ）		
認知症カフェの名称				
開催場所の住所及び名称				
開催の頻度及び時間				
参加予定人数		人 / 回		
配置予定人数		人 / 回（認知症の知識を有する者 人）		
具体的な活動内容				
担当者氏名				
連絡先	電話番号		ファックス 番号	
	電子メール			

備考 活動内容（活動予定を含む。）がわかる資料を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

しこちゅ～みんなのカフェ登録通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長

印

しこちゅ～みんなのカフェの登録を決定したので、四国中央市認知症カフェ運営支援事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 登録番号

2 登録の条件

様式第3号（第7条関係）

しこちゅ～みんなのカフェ実績報告書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

しこちゅ～みんなのカフェを実施したので、四国中央市認知症カフェ運営支援事業実施要綱第7条の規定により報告します。

しこちゅ～みんなのカフェの名称				
開催場所の住所及び名称				
開催月	開催日	人数		企画、内容等
		参加人数 (人)	配置人数 (人)	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
実施の効果及び課題				

備考 開催した様子がわかる資料がある場合は、添付すること。

様式第4号（第8条関係）

しこちゅ〜みんなのカフェ登録変更承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により登録の通知があった内容について、次のとおり変更したいので、四国中央市認知症カフェ運営支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

1 変更する内容

様式第5号（第9条関係）

しこちゅ～みんなのカフェ登録取消届

第 号  
年 月 日

四国中央市長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により登録の通知があった内容について、次のとおり取り消したいので、四国中央市認知症カフェ運営支援事業実施要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

1 届出理由

様式第6号（第9条関係）

しこちゅ～みんなのカフェ登録取消通知書

年 月 日

様

四国中央市長

印

登録を取り消したので、四国中央市認知症カフェ運営支援事業実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

1 取消理由